

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第2四半期分

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	令和7年度舞洲工場外壁タイル改修工事監理等業務委託	建設設計・監理	(株)昭和設計	2,948,000	令和7年7月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
2	令和7年度庁内情報利用端末におけるオフィスソフト更新作業業務委託	情報処理	(株)大塚商会	1,980,000	令和7年7月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度舞洲工場外壁タイル改修工事 監理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社昭和設計

3 随意契約理由

当工場の建築物は、フリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏が技術、エコロジーと芸術の調和をコンセプトに外観をデザインし、株式会社昭和設計が実施設計を行い建設されたものである。工場の外観はユニークなデザインとなっており、世間からの注目度が高く、毎年多くの人々が工場見学に訪れている。このため、当工場の外観の一部である外壁タイルの改修工事は、当初のデザインの意向を十分尊重した上で実施する必要がある、監理等により改修工法が適切に行われたかを確認する必要がある。

監理等の実施にあたっては、工事受注者が作成する施工計画書等の審査や施工手順・品質管理等に係る協議、改修工法に基づき適切に施工されたかの施工後の確認が必要である。これらを技術的に判断するためには、設計等業務で蓄積した情報や技術的知識が必要不可欠であり、このような条件を満たすのは、これまでの設計業務委託を受注し改修工法の決定までの経緯、内容を熟知している株式会社昭和設計のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庁内情報利用端末におけるオフィスソフト更新作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

本組合の職員が業務に使用している庁内パソコンは、「庁内情報利用端末借入」契約によって導入し、株式会社大塚商会が保守を行っている。

現在、全ての庁内パソコンで使用しているオフィスソフトは、Microsoft 社製の「Microsoft Office 2019」であるが、「Microsoft Office 2019」は令和7年10月14日にサポートが終了する。このため、大阪広域環境施設組合の各システムにおいて動作検証が完了している同社の後継オフィスソフトである「Microsoft Office 2021」（以下「新オフィスソフト」という。）に更新予定である。

新オフィスソフトは、全ての庁内パソコンにインストールする必要があるが、保守事業者である株式会社大塚商会以外の事業者がインストール作業を実施し、庁内パソコンに不具合が発生した場合、速やかな対応ができず、職員の業務に支障をきたす恐れがある。さらに、オフィスソフト更新後においても引き続き株式会社大塚商会が庁内パソコンの保守を行うため、新オフィスソフトをインストールした庁内パソコンの情報を同社が把握・管理する必要がある。

以上のことから、株式会社大塚商会と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）